

学校法人のガバナンスの発揮に向けた  
今後の取組の基本的な方向性について

令和3年3月19日

学校法人のガバナンスに関する有識者会議



## 目 次

1. 基本的な認識.....	3
2. 学校法人のガバナンスの発揮に向けた取組の方向性.....	6
(1) 評議員会・評議員の職務等.....	6
①評議員会の基本的な職務.....	6
②役員を選解任の在り方.....	8
③評議員の在り方.....	9
④評議員会の運営.....	12
(2) 理事会・役員等の職務等.....	13
①理事会におけるモニタリングの強化.....	13
②監事の独立性の強化.....	15
(3) 監査・内部統制の体制整備.....	16
(4) ガバナンスの自律性と透明性の確保.....	17
(5) その他.....	18
①組織に関する訴えの整備.....	18
②罰則規定の整備.....	18
③用語の在り方.....	18
④解散への所轄庁の関与の在り方.....	19
会議の検討経過.....	20
「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」の開催について.....	21

## 1. 基本的な認識

- 私立学校法<sup>1</sup>は、その目的として、「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ること」<sup>2</sup>を規定している。学校法人は、学校教育に熱い思いを有する篤志家から出捐された寄附財産を基に、建学の精神を受け継ぎながら、様々なステークホルダーの意見を幅広く受け入れ自らその公共性を高めることにより、それぞれの歴史の中で特色ある教育を切り拓き、私立学校を多様に発展させてきた。
- 他方で、学校法人をはじめとする公益的な法人には各種の公的支援や優遇措置が講じられており、ひとたび学校法人として設立された法人であれば基本的に、私立学校振興助成法<sup>3</sup>に基づく私学助成や各種税法における税制優遇措置の対象となる。これは、それぞれの法人の経営や事業の状況を個別に問わずとも、法人制度として学校法人の公共性が法的に担保され、それが社会からの信頼を得ていることを背景としている。このことを改めて認識しなければならない。
- 我が国の教育に大きな役割を担っている私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるためには、学校法人の自律的で意欲的なガバナンスの改善の取組を進め、それを社会とステークホルダーに対してより積極的に示し、適切な理解を得ていくことが必要である。
- 私立学校法はこれまで累次の改正がなされ、令和元年の改正では、監事の権限強化、評議員会の諮問事項の拡充等の措置が講じられた。また、各私立大学団体によりガバナンス・コードが策定される<sup>4</sup>など、自主的・自律的なガバナンスの改善や情報開示の取組が進められている。引き続き、各学校法人においてこうした制度改正が着実に定着し、ガバナンス・コードに基づいた取組の充実が図られることが期待される。
- その一方で、令和元年の私立学校法改正時における国会の附帯決議<sup>5</sup>に見られるように、学校法人における自律的なガバナンスの改善の仕組みを構築するため、

<sup>1</sup> 昭和 24 年法律第 270 号。

<sup>2</sup> 私立学校法第 1 条。

<sup>3</sup> 昭和 50 年法律第 61 号。

<sup>4</sup> 一般社団法人日本私立大学連盟「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード【第 1 版】」（令和元年 6 月 25 日）、日本私立大学協会私立大学基本問題研究委員会・大学事務研究委員会「日本私立大学協会憲章「私立大学版 ガバナンス・コード」〈第 1 版〉」（平成 31 年 3 月 28 日）、日本私立短期大学協会「日本私立短期大学協会 私立大学・短期大学版 ガバナンス・コード【第 1 版】」（令和 2 年 1 月 16 日）。

<sup>5</sup> 学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 31 年 4 月 10 日衆議院文部科学委員会決議）、学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和元年 5 月 16 日参議院文教科学委員会決議）。これらの附帯決議では、監事としての適切な人材の在り方についての検討や選任の透明性・公平性を担保するための措置、理事長の解職に関する規定の追加など、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しが求められている。当会議の議論は、これらの附帯決議において速やかに検討することが求められた事項に対応するのみならず、学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 11 号）附則第 13 条により今後行われることとなる令和元年私立学校法改正の施行 5 年後見直しの検討の参考にも資するものとする。

社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しを行う努力もまた求められている。令和元年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」<sup>6</sup>においては、学校法人制度について「社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改革のため、速やかに検討を行う」と明記された。

- 当会議においては、こうした国会での附帯決議や閣議決定を踏まえた文部科学省からの要請に基づいて、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の提言の未実施事項<sup>7</sup>、内閣府における公益認定法人制度の見直し動向<sup>8</sup>等<sup>9</sup>も素材とし、私立大学関係団体の意見も聴取して、公益的な法人としてのガバナンスを確保するためにふさわしい学校法人制度の在り方を審議した。
- 当会議の審議に当たっては、一般に法人組織に求められる「ガバナンス」とは、「誠実かつ高潔で優れたリーダーを選任し、適正かつ効果的に組織目的が達成されるよう活動を監督・管理し、不適切な場合にはリーダーを解任することができる、内部機関の役割や相互関係の総合的な枠組み」と捉えている。
- その枠組みを考える際には、利益相反・私物化といった不祥事の防止の実効性をより高めることに加えて、経営者の前向きな取組やグローバル競争に打ち勝つ攻めの経営判断を後押しする視点が重要である<sup>10</sup>。
- すなわち、中長期的な教育研究の質の向上を図る「攻め」のガバナンスの向上に向けては、優れた理事長・役員（理事及び監事をいう<sup>11</sup>。以下同じ。）の選任、理事の執行と理事会の監督の分離、学外者である役員・評議員の活用、ステークホルダーとのエンゲージメントの実効性の確保などについて、学校法人の多様性を尊重しながら後押しする枠組みが求められる。
- 一方、不祥事事案<sup>12</sup>の発生を防ぎ社会からの信頼を確保する「守り」のガバナンスの確保に向けては、評議員会の監督権限、役員解任事由や手続、監事の独立性、役員違法行為の抑止などについて、基本的に全ての学校法人が共通し

---

<sup>6</sup> 令和元年6月21日閣議決定。

<sup>7</sup> 文部科学省大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改革検討小委員会「学校法人制度の改善方針について」（平成31年1月7日）。

<sup>8</sup> 内閣府公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」（令和2年12月25日）。

<sup>9</sup> 自由民主党行政改革推進本部公益法人等のガバナンス改革検討チーム「公益法人等のガバナンス改革検討チーム提言取りまとめ」（令和元年6月28日）のほか、東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」（平成27年5月13日）や経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」（平成29年3月31日）の最近の改訂動向についても議論の素材として取り扱った。

<sup>10</sup> 「日本再興戦略2013—JAPAN is BACK—」（平成25年6月14日閣議決定）、「日本再興戦略改訂2014—未来への挑戦—」（平成26年6月24日閣議決定）、「日本再興戦略改訂2015—未来への投資・生産性革命—」（平成27年6月30日閣議決定）等においては、攻めの視点からのコーポレートガバナンスの更なる強化により、中長期的な稼ぐ力や企業価値を向上させることが目指されている。

<sup>11</sup> 学校法人には、役員として、理事5人以上及び監事2人以上を置かなければならず、また、理事のうち1人は、寄附行為の定めるところにより理事長となることとされている（私立学校法第35条）。

<sup>12</sup> 近年も、理事長・学長が不正入学に関わる贈賄容疑で起訴された事案、役員欠格事由の該当期間にあった前理事長が大学運営や教育に関与した事案、理事長が自己の利益のために法人が設置する学校の土地の売却で得た資金を横領したとして有罪判決がなされた事案などが生じている。

て備え適用を受けるべきものとして、他の公益的な法人と同等の枠組みを整備していくことが求められる。

- ガバナンスを発揮していく取組には、全ての学校法人が遵守すべき事項も、取組自体に多様性の幅が認められる事項もあり、いずれについてもそれぞれの学校法人が社会に対して積極的に自らの取組を説明していく必要がある。そうした観点から、ハードロー（法的枠組み<sup>13</sup>）により必要な整備を行うことに加えて、業界全体として自主的にソフトロー（ガバナンス・コード）の段階的な充実に継続して努力するとともに、各学校法人において寄附行為で定める自治の在り方の不断の見直しや情報開示の取組をさらに徹底していくことが必要である。
- 当会議の議論の取りまとめは、大学を設置する学校法人の在り方として、ガバナンスを発揮していくために望まれる取組の基本的な方向性を提示するものである。文部科学省においては、私立学校の自主性を尊重しつつ、この基本的な方向性に沿って、内閣府における公益認定法人制度の見直しに係る法改正の成案も参照し、制度や運用の詳細の検討を進めるよう提言する。同時に、私立学校の多様性に配慮して、学校種、規模等の実態に応じて簡素な機関設計等を認める学校法人の類型の在り方についても検討するよう提言する。

---

<sup>13</sup> 私立学校法その他の関連法令のほか、認可基準、寄附行為作成例等も含む。

## 2. 学校法人のガバナンスの発揮に向けた取組の方向性

### (1) 評議員会・評議員の職務等

#### ① 評議員会の基本的な職務

- 学校法人制度は、私立学校の自主性を尊重し、役員や評議員会等の在り方についてはその大枠を定めるにとどめ、機関設計の詳細を寄附行為の定め、すなわち各学校法人の判断に委ねるといった特徴がある。評議員会は、学校法人の業務・財産の状況や役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べたり、その諮問に答えたりする機関<sup>14</sup>と位置付けられている。
- その上で、「理事会の行う学校法人の業務の決定に際し、当該決定が適切なものであるか判断し的確な意見を述べるとともに、学校法人の公共性を高めるために必要なチェックができるようにする」<sup>15</sup>役割も評議員会に期待されており、理事長は、法人運営についての重要事項についてあらかじめ評議員会に意見を聴かなければならず、寄附行為の定めるところにより、これらの事項について評議員会の議決を要することができることとされている<sup>16</sup>。また、理事長は、決算や事業の実績についても評議員会に報告し、意見を求めなければならないこととされている<sup>17</sup>。
- 学校法人の経営に当たり、今後は様々なステークホルダーとのエンゲージメントの形成が一層求められることを踏まえると、引き続き、幅広い議論と法人運営への意見反映という評議員会の中核的機能を維持し、その一層の活性化を図っていくべきである。
- また、理事会に対するけん制の効いた自律的なガバナンスの在り方としては、監事が日常的なマネジメントの監視を担うとともに、評議員会が優れた経営陣を選び、運営に関する重要方針や実績をしっかりと確認することにより、チェック機能を重層的に働かせることが重要である。
- このため、理事会の運営に対するチェック・監督機能のさらなる強化を図る観点から、評議員会は、役員の選任・解任を行うとともに、法人運営に関する重要事項について議決を行うことも職務とする機関としていくべきである。なお、役員の選任・解任や評議員会の運営の在り方については、②及び④において改めて後述する。
- これに伴い、具体的には、理事長があらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないこととされている事項<sup>18</sup>のうち、中期的な計画、寄附行為の変更、合併、解

<sup>14</sup> 私立学校法第 43 条。

<sup>15</sup> 平成 16 年 7 月 23 日付け 16 文科高第 305 号文部科学事務次官通知「私立学校法の一部を改正する法律等の施行について」第三 1 (1) ③。

<sup>16</sup> 私立学校法第 42 条。

<sup>17</sup> 私立学校法第 46 条。

<sup>18</sup> 私立学校法第 42 条第 1 項第 1 号から第 9 号まで。

散、役員報酬支給基準など一定の重要事項については、評議員会の同意、承認等の議決を要するものとしていくべきである。理事長が事後に評議員会に意見を求めなければならないこととされている決算及び事業の実績<sup>19</sup>については、評議員会において承認の議決を要するものとしていくべきである<sup>20</sup>。これに伴い、評議員会の議決を要する事項について、評議員による評議員会の招集請求や、議題・議案の提案を認めるべきである。なお、評議員会において議決する事項に係る評議員会の運営の在り方については、④において改めて後述する。

- また、このように評議員会がチェック・監督機能を働かせていく基盤として、評議員が財産目録等の謄抄本の交付請求をすることができるようにしていくべきである<sup>21</sup>。さらに、評議員会も含めて種々の事情によってけん制機能が働かない場合に備える観点から、評議員による役員の解任の訴え<sup>22</sup>、理事の違法行為の差止請求<sup>23</sup>等の仕組みを導入していくべきである。なお、見直し後の公益財団法人制度も踏まえ、評議員による役員の責任追及の仕組みの在り方<sup>24</sup>を検討していくことも考えられる。

---

<sup>19</sup> 私立学校法第 46 条。

<sup>20</sup> 学校法人の評議員会には、業務全般に関して幅広い審議や意見提起を自ら行ったり、役員から報告を徴したりすることも広く認められており（私立学校法第 43 条）、審議事項が諮問又は議決に係る事項（同法第 42 条第 1 項又は第 2 項）に限定されるものではない。これに対し、公益財団法人や社会福祉法人の評議員会は、審議事項自体が法定事項と定款で定めた事項に限定されている（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 178 条第 2 項、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 45 条の 8 第 2 項）。

<sup>21</sup> 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 199 条で準用する第 129 条第 3 項、社会福祉法人については社会福祉法第 45 条の 32 第 3 項を参照。

<sup>22</sup> 役員の職務執行に関し法令違反の重大な事実等があったにもかかわらず、当該役員を解任する議案が評議員会で否決されたような場合に、評議員が原告となって訴訟を通じて是正を図る仕組み。公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 284 条以下、社会福祉法人については社会福祉法第 45 条の 4 第 3 項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 284 条等を参照。

<sup>23</sup> 理事の違法行為等によって法人に損害が生じるおそれがある場合に、評議員が当該理事に当該行為をやめることを請求する仕組み。公益財団法人・社会福祉法人ともに、まずは監事が差止請求を行うことが想定されており、監事の場合は「著しい損害を生ずるおそれ」、評議員の場合は「回復することができない損害を生ずるおそれ」と請求の要件に違いが設けられている。公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条で準用する第 88 条第 1 項又は第 103 条及び第 104 条第 1 項、社会福祉法人については社会福祉法第 45 条の 16 第 4 項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 88 条第 1 項又は社会福祉法第 45 条の 18 第 3 項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 103 条及び第 104 条第 1 項を参照。

<sup>24</sup> 公益社団法人では、違法行為を抑制して法人の自律的なガバナンスを高める観点から、社員が法人を代表して役員等の責任を追及する訴えの提起を監事に求めたり、自ら訴えを提起したりすることができる（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 104 条及び第 278 条）。公益財団法人の評議員について、法人の構成員そのものである社員とは性格が異なるものの、法人の業務執行を牽制・監督する役割を共通に担わせる観点から、「公益社団法人の社員と同様に、役員等の責任追及の訴えを提起することができる権限が付与される方向で検討すべき」との方向性が示されている（内閣府公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」16～17 頁）。



## ②役員を選任の在り方

- 寄附行為の定めに委ねられている理事の選任<sup>25</sup>や、理事長が評議員会の同意を得て行うこととされている監事の選任<sup>26</sup>については、評議員会が行うことを基本としていくべきである<sup>27</sup>。自律的なガバナンスの一丁目一番地は、優れた経営陣を選ぶことに始まるという認識の下、評議員会に対しては、評議員のうちから選任される理事<sup>28</sup>のみならず、外部人材の招へいなどを自ら提案していくことも期待したい。理事会に対しては、評議員会への選任議案の提案を行う際、その手続を通じて、緊張感と自信を持って役員に資質能力や実績を客観的に把握・評価していくことを期待したい。
- また、寄附行為の定めに委ねられている理事・監事の解任<sup>29</sup>については、評議員会が行うこととし、職務上の義務違反その他の解任事由を定めていくべきである<sup>30</sup>。ガバナンスの在り方としては、経営陣の運営が不適切な場合にそれを是正し、そのために必要があれば解任することも法人として自ら行っていくことが望まれる。学校法人や学校の運営に関しては、所轄庁による指導や命令の一環として役員に解任勧告の権限も認められてはいるものの<sup>31</sup>、法人として重層的に備えるけん制機能において、自律的に自浄能力を働かせていくことを強く期待したい。
- その上で、校長の職に関連付けて理事として法人の業務にも関与させるという現在の校長理事の制度<sup>32</sup>については、経営面と教学面の連携を図り安定的な学校運営の実現に資するために今後もその必要性がある。このため、当該制度は設置する学校の校長のうちから理事を選任する仕組みとして維持し<sup>33</sup>、理事の解任事由に該当する場合には、理事としての解任がなされるようにすべきである<sup>34</sup>。

<sup>25</sup> 私立学校法第 38 条第 1 項及び第 2 項。

<sup>26</sup> 私立学校法第 38 条第 4 項。

<sup>27</sup> 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 177 条で準用する第 63 条第 1 項、社会福祉法人については社会福祉法第 43 条第 1 項を参照。なお、監事の独立性に対する配慮については、(2) ②においても後述。

<sup>28</sup> 私立学校法第 38 条第 1 項第 2 号。公益社団法人私学経営研究会「第 2 回学校法人寄附行為の調査研究報告書」(令和元年 6 月)によると、大学を設置する学校法人において、評議員理事を評議員会が選任・同意することとしている法人が 388 法人中 320 法人、約 82%にのぼっている。

<sup>29</sup> 私立学校法第 30 条第 1 項第 5 号。

<sup>30</sup> 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 176 条第 1 項、社会福祉法人については社会福祉法第 45 条の 4 第 1 項を参照。なお、「第 2 回学校法人寄附行為の調査研究報告書」によると、大学を設置する学校法人において、解任事由の規定のない法人が 388 法人中 4 法人、約 1.0%ある。なお、監事の独立性に対する配慮については、(2) ②においても後述。

<sup>31</sup> 私立学校法第 60 条。

<sup>32</sup> 私立学校法第 38 条第 1 項第 1 号、第 2 項及び第 3 項。

<sup>33</sup> 社会福祉法人や医療法人では、評議員会(医療法人のうち社団たる医療法人にあつては、社員総会)が理事を選任する仕組みにおいて、法人が設置・開設する施設の管理者を理事に含めることとされている。社会福祉法人については社会福祉法第 44 条第 4 項第 3 号、医療法人については医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 46 条の 5 第 6 項及び第 7 項を参照。

<sup>34</sup> 校長の選任・解任は本来的に、大学の自治等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じた選考方法に従って理事会で最終的に決定されているところであり、評議員会が校長職の解任に直接的に関与することはここで想定するものでない。

なお、大学の学長の選考手続の在り方については、「建学の精神を踏まえ、求めるべき学長像を具体

- また、評議員のうちから選任された者に理事として法人の業務にも関与させるといふ現在の評議員理事の制度<sup>35</sup>については、いわば評議員会の代理人として理事会における相互監視に重要な役割を果たす意義もある一方、今後、評議員会が理事の選任・解任を行うことになれば、当該理事が評議員としては理事会の業務執行をチェック・監督するという自己監視に陥ることは望ましいことではない。このため、評議員会による理事への選任に当たり、評議員を辞任することを求めるべきである。なお、評議員に占める学内関係者の割合の上限や理事と兼務する評議員の禁止については、③において改めて後述する。
- 理事会がその役割・責務を実効的に果たしていくためには、知識・経験・能力が全体としてバランスのとれた経営陣を擁していなければならない。このため、役員を選任プロセスについては、理事会の全体としての知識・経験・能力のバランスに関する考え方や理事のカテゴリー<sup>36</sup>に応じた人材確保の方針の明確化、学外者を含む指名委員会の活用など、理事会が役員を選任議案を提案する場合の透明化の工夫をガバナンス・コードに盛り込んでいくべきである<sup>37</sup>。

### ③評議員の在り方

- 評議員会を構成する評議員については、寄附行為の定めるところにより、当該学校法人の職員や卒業生等が選任されているが<sup>38</sup>、設置する学校を取り巻く多様なステークホルダーの意見を著しい偏りなく反映することを目指してその構成を見直していくべきである。設置する学校・学部等に価値を見出し、資源の投入と価値の創出を求めるステークホルダーを時間軸で捉えれば、過去の接点からは設立者・寄附者や卒業生が該当し、現在の接点からは在校生・教職員や保護者・寄附者、産業界・学界・地域社会が該当する。そして、未来への先行投資という教育研究の性質を踏まえたステークホルダーの時間的・空間的な広がりを見出すことが求められる。
- 各役員・各評議員の親族・特殊関係者については、評議員への就任を禁止することとすべきである<sup>39</sup>。特殊関係者については、親族関係以外に事実上の婚姻関係

---

化し、候補者のビジョンを確認した上で決定することは重要であり、学校法人自らが学長選考方法を再点検し、学校法人の主体的な判断により見直していく」ことが求められており、法人のガバナンスの発揮の観点からも取組の工夫が引き続き期待される（平成 26 年 8 月 29 日付け 26 文科高第 441 号 文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について」第三 3.（7）②）。

<sup>35</sup> 私立学校法第 38 条第 1 項第 2 号及び第 3 項。

<sup>36</sup> 上述の校長理事・評議員理事以外に、学識経験者等のその他理事（私立学校法第 38 条第 1 項第 3 号）もあり、その他理事についてはその内訳を設けることも考えられる。また、主な担当職務や、業務執行・非業務執行、常勤・非常勤、学内・学外といった属性を明らかにすることが有用であると考えられる。

<sup>37</sup> 会社の取締役会における取組の方向性については、「コーポレートガバナンス・コード」【原則 4－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】を参照。

<sup>38</sup> 私立学校法第 44 条。

<sup>39</sup> 公益財団法人については、「理事及び監事と同様に、評議員に占める同一親族等関係者又は同一団体

や雇用関係等に着目するほか、特定の団体・法人の関係者が多数を占めないようにすることにより、法人としての公益性の担保に資するものである。これは従来から、「特定の同族が多く選任されたりすることのないよう」<sup>40</sup>求められてきたところでもある。

- 評議員会の構成については、評議員に占める学内関係者<sup>41</sup>の割合に一定の上限を課し、当該上限を段階的に引き下げていくべきである<sup>42</sup>。従来、多様な意見を反映し、学校法人の公共性を高揚する観点から、法人の役職員が評議員の大多数を占めることのないよう求められてきている<sup>43</sup>。こうした観点に加え、評議員会が、学校法人の財務や業務について自己監視に陥らないようにするとともに、社会の変化に対応した学校・学部等の存続を考える上で、既存の状況を巡る事情に偏らず、未来のステークホルダーにも配慮することができる機関となるためにも必要なことである。
- 今後、評議員会のチェック・監督機能をさらに強化していくことを見据え、自己監視の懸念を持たれないよう、人材確保の実態を見極めつつ、評議員の定数下限<sup>44</sup>の緩和の検討と併せて、理事による評議員の兼務の禁止に取り組んでいくべきである。それまでの間も、評議員の学内関係者の上限割合を引き下げ的过程中で理事兼務者の削減を図るとともに、評議員会が監視機能を発揮する局面においては、理事兼務者である評議員が議決に加わらないように求めていくべきである<sup>45</sup>。な

---

関係者の割合について制限を設けることについて、検討することも考えられる」との方向性が示されている（「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」12頁）。社会福祉法人については、社会福祉法第40条第4項及び第5項を参照。なお、役員の扱いも本質的に変わるところはなく、公益財団法人については公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第10号及び第11号、社会福祉法人については社会福祉法第44条第6項及び第7項を参照。また、評価性資産の寄附時のみなし譲渡所得課税の特例措置や持ち分なき法人への相続財産の贈与に対する相続税の特例措置については、評議員についても、親族・特殊関係者の割合の制限や贈与者・その親族・特殊関係者への特別の利益供与の禁止が要件とされている（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の17第6項第1号及び第2号、相続税法施行令（昭和25年政令第71号）第33条第3項第1号及び第2号）。

<sup>40</sup> 平成16年7月23日付け16文科高第305号文部科学事務次官通知「私立学校法の一部を改正する法律等の施行について」第三1（1）③ウ。

<sup>41</sup> 監事は評議員を兼職することが禁止されている（私立学校法第39条）。公益財団法人・社会福祉法人ともに、評議員は、当該法人（公益財団法人については、子法人を含む。）の役員・職員を兼ねることができない（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第173条第2項、社会福祉法第40条第2項）。

<sup>42</sup> 公益財団法人については、評議員のうち「少なくとも一人については、法人外部の人材から選任することが有効であり、法制上の措置としては、この点を公益認定基準の一つに追加することも一案と考えられる」との方向性が示されている（「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」12頁）。

<sup>43</sup> 平成16年7月23日付け16文科高第305号文部科学事務次官通知「私立学校法の一部を改正する法律等の施行について」第三1（1）③ウ。

<sup>44</sup> 学校法人の評議員の定数は、理事の定数の2倍を超える数とされている（私立学校法第41条第2項）。これに対し、社会福祉法人においては、評議員の定数は理事の定数を超える数に抑えられており（社会福祉法第40条第3項）、公益財団法人についても、社会福祉法人と同様の定数下限に見直していく方向性が示されている（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第173条第3項、「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」15頁）。

<sup>45</sup> 評議員会における規律として、議案に特別の利害関係を有する評議員はその議決に加わることができないこととされており（私立学校法第41条第10項）、例えば、理事の選任・解任や決算・事業実

お、評議員のうちから選任される理事の扱いの改善については、②に前述したとおりである。

- 評議員会の理事会に対するチェック・監督機能の強化に対応して自己監視を避けるため、寄附行為の定めに委ねている評議員の選任・解任<sup>46</sup>については、理事・理事会が行うことを認めないようにすることが必要である<sup>47</sup>。
- 評議員会は、法人設立の経緯、運営上の必要性、設置する学校のステークホルダーの状況、社会の変化等に応じて、適切に審議機能・監督機能を果たせるような構成を確保し、進化させていくことが望まれるとともに、評議員会自体に対しても一定のけん制や透明性を確保していく必要がある。このため、評議員の選任方法や属性、構成割合の状況については、法人としての考え方や目指す方向性を明確化し、積極的に説明・公表することをガバナンス・コードに盛り込んでいくべきである。
- 評議員についても、評議員自体に対するけん制を確保しておくことが必要であることから、役員と同様に、評議員による解任の訴えの仕組みを整備するとともに、文部科学大臣による解任勧告の対象に加えていくべきである<sup>48</sup>。
- 評議員会は、現在でも、理事長があらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項について、寄附行為をもって評議員会の議決を要するものとすることができる<sup>49</sup>。また、令和元年の私立学校法の改正により、役員の損害賠償責任の免除については、総評議員の同意や評議員会の決議が求められている<sup>50</sup>。このような

---

績の承認等については、法人の理事・職員の兼務者である評議員が議決に加わらない扱いとしていくことが適当であると考えられる。他方、教員の議決権については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき校務に関する最終的な責任を負う学長の監督・統督下において教育研究に従事していることから（同法第 92 条第 3 項等）、使用人たる一般の法人の職員と異なる取扱いとすることも考えられる。

<sup>46</sup> 私立学校法第 30 条第 1 項第 7 号。

<sup>47</sup> 公益財団法人においては、評議員の選任・解任の方法は定款の記載事項とされ、理事が評議員を選任・解任する旨の定款の定めは無効となり、その方法の変更に係る定款の変更は裁判所の許可・行政庁への届出が必要となる（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 153 条第 1 項第 8 号及び第 3 項第 1 号、第 200 条第 3 項、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 13 条第 1 項第 3 号）。具体的な方法としては、評議員の構成を役員の制限に準じたものとした上で評議員会が行う方法や、監事・外部者を含む機関の決定に従って行う方法が推奨されている（平成 20 年 10 月 10 日付け内閣府公益認定等委員会「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」）。なお、「評議員は第三者が関与して選任する方法を採るべきとすること…について、検討することも考えられる」との方向性が示されている（「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」12 頁）。

社会福祉法人についても、定款の規律は公益財団法人と同様であるが、評議員の選任・解任の方法に係る定款の変更は所轄庁の認可が必要となる（社会福祉法第 31 条第 1 項第 5 号、第 45 条の 36 第 2 項）。具体的な方法としては、監事・外部者を含む機関の決定に従って行う方法が推奨されている（平成 28 年 6 月 20 日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡「社会福祉法人における評議員の選任及び解任方法について」）。

<sup>48</sup> 解任事由がないことが客観的に明白であるにもかかわらず、特定の役員の解任議案の評議員会への提案や解任の訴えの提起を行い、法人の運営に重大な支障を生じさせるような単独行為の場合のほか、理事の違法行為に加担し、他の評議員による当該理事の解任議案の提案を妨害したり、解任事由がないにもかかわらず当該他の評議員の解任議案を提案したりするような場合が考えられる。

<sup>49</sup> 私立学校法第 42 条第 2 項。

<sup>50</sup> 私立学校法第 44 条の 2 第 4 項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 112 条及

際に、評議員がそれぞれの立場から自由に意見を述べることを超えて、当該議決等に対して自身の有する議決権を行使する際には、法人との関係において善管注意義務が生ずるものと解される。前述①・②の役員を選任・解任や重要事項についての議決のような新たな評議員会の職務に当たると際しても、評議員の議決権の行使は現在の議決権の行使と同様に解される。また、評議員に固有の特別の義務や損害賠償責任を改めて一律に定めることにより、新たな外部人材が評議員に就任することに対して消極的になってしまうことも懸念される。このため、評議員会のチェック・監督機能の強化に併せて学校法人の評議員に固有の特別の義務や損害賠償責任を改めて一律に定めずともよいと考える。

#### ④評議員会の運営

- 現在の評議員会の運営は、理事長の招集にかかり、その諮問・報告を受けて審議を行うことを基本としつつ、そうした諮問・報告がなくとも幅広く審議して意見を述べることも期待されている<sup>51</sup>。この点、幅広い議論と法人運営への意見反映という評議員会の機能を維持するに当たっては、引き続き自由な審議を行う運営は認めていくべきである<sup>52</sup>。他方、役員を選任・解任を行うとともに、法人運営に関する重要事項について議決を行うことも評議員会の基本的な職務と位置付けていくに当たっては、運営手続として、理事長が評議員会を招集するに当たって、理事会が議題・議案を招集前に定めることとしていくべきである<sup>53</sup>。
- また、評議員の意思を評議員会に反映させ、議論の場を確保することができるよう、評議員総数の3分の1以上の評議員が会議に付議する事項を示して評議員会の招集を請求する仕組みが現在も認められている<sup>54</sup>。これに加えて、今後強化を図る評議員会のチェック・監督機能がより実効的なものとなるよう、役員を選任・解任や評議員会において議決する事項については、評議員が評議員会の招集請求や議題・議案の提案を行うことができることとしていくべきである<sup>55</sup>。理事会による様々な提案議案に対する賛否のみならず、とりわけ不正・法令違反の是正に

---

び第113条。なお、議案に特別の利害関係を有する評議員の議決権の取扱いは、前述のとおり。

<sup>51</sup> 私立学校法第41条第3項、第42条第1項、第46条及び第43条。

<sup>52</sup> 公益財団法人・社会福祉法人の評議員会においては、法定の議決事項と定款で定めた事項に限り決議することとされ、理事会で事前に決定された議題以外の事項について決議することが認められていない（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第178条第2項及び第189条第4項、社会福祉法第45条の8第2項及び第45条の9第9項）。これは評議員会の機関設計として、専ら理事会に対するけん制機関とすることが重視されていることによると考えられる。

<sup>53</sup> 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項、社会福祉法人については社会福祉法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項を参照。なお、学校法人の評議員会については、他の法人と異なり、監事が不正行為等を発見したときに、理事長に評議員会の招集を請求したり、自ら評議員会を招集したりすることができる（私立学校法第37条第3項第6号及び第4項）。

<sup>54</sup> 私立学校法第41条第5項。

<sup>55</sup> 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第184条から第186条まで、社会福祉法人については社会福祉法第45条の8で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第184条から第186条までを参照。

対しては、評議員・評議員会が自ら能動的な意思表示を行っていくことを強く期待したい。

- なお、こうした評議員会の職務の重要性に鑑み、評議員会の議事録の作成については、義務化していくべきであり<sup>56</sup>、定時評議員会の招集の位置付けを定めていくことも考えられる<sup>57</sup>。
- 評議員会は、学校法人の公共性の高揚という観点から、ステークホルダーとのエンゲージメントを機関設計に先駆的に取り入れたものと評価することができ、理事会はその意義の実質化に引き続き努めるべきである<sup>58</sup>。さらに、評議員会の監督機能の強化との関連においても、理事会は平素からステークホルダーの懸念に関心を払い、運営に対する理解を得るため一層努力していくことが望まれる。このため、理事会と評議員会のコミュニケーションについて、評議員会以外の場も含む理事会による情報提供や意見交換など、新たな相互関係を踏まえた建設的な対話・認識の共有と問題の改善に向けた取組をガバナンス・コードに盛り込んでいくべきである<sup>59</sup>。

## (2) 理事会・役員の職務等

### ①理事会におけるモニタリングの強化

- 寄附行為の定めに委ねられている理事長の選定・解職<sup>60</sup>については、理事会の責任において行うこととしていくべきである<sup>61</sup>。学校法人を代表して日常的に業務を執行する理事長に誰を選ぶかは短期的にも長期的にも学校の安定と発展の行方を左右する意思決定であり、選ばれた理事長の運営に重大な問題がある場合に職を解くことは、法人の自律的なガバナンスの要となるものである。こうした理事長の選定・解職の確立は、理事会のモニタリング機能の強化に欠かすことのできない要素である<sup>62</sup>。

---

<sup>56</sup> 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 193 条、社会福祉法人については社会福祉法第 45 条の 11 を参照。

<sup>57</sup> 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条第 1 項、社会福祉法人については社会福祉法第 45 条の 9 第 1 項を参照。

<sup>58</sup> 例えば、理事と兼務しない評議員の意見を引き出す工夫、評議員に対する定期的・事前の情報提供、評議員会における監事の意見申述の機会設定などが求められている（令和元年 7 月 12 日付け元文科高第 228 号高等教育局長・研究振興局長通知「学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について」第三 2. ②カを参照）。

<sup>59</sup> 会社における株主との対話の方向性については、「コーポレートガバナンス・コード」【基本原則 5】及び金融庁スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会『「責任ある機関投資家」の諸原則〈日本版スチュワードシップ・コード〉』（平成 26 年 2 月 26 日）を参照。

<sup>60</sup> 私立学校法第 30 条第 1 項第 5 号及び第 35 条第 2 項。

<sup>61</sup> 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条で準用する第 90 条第 2 項第 3 号及び第 3 項、社会福祉法人については社会福祉法第 45 条の 13 第 2 項第 3 号及び第 3 項を参照。

<sup>62</sup> 会社における CEO の選任・解任に関する考え方については、「コーポレートガバナンス・コード」【補充原則 4-3②及び 4-3③】を参照。

- 理事長の選定に際しては、学内組織の資源配分や存廃を巡る利害関係のような内部事情ばかりに著しく影響を受けることは適切でない。理事長に誰を選ぶかが学校の行方を左右する重要な意思決定であることを踏まえ、理事長の選定プロセスについては、あるべき理事長像の策定、候補選出・育成・評価の計画的な実施、学外者を含む指名委員会・選考会議の活用、外部理事による監督など、客観性・透明性の確保の工夫をガバナンス・コードに盛り込んでいくべきである<sup>63</sup>。また、理事会のモニタリング機能の向上を図るため、理事会全体としての実効性に関する分析・評価やその結果の開示の取組についても、ガバナンス・コードに盛り込んでいくべきである<sup>64</sup>。
- 18歳人口の減少や社会の変化のスピードの加速による競争環境の激化が見込まれる中、理事会はガバナンスの向上の観点から、意思決定においてより大きな戦略的な方向付けに重きを置くとともに、業務を執行する理事や学校・法人事務局の幹部職員の監督を主要な職務とするモニタリング・ボードを目指していくことが求められる<sup>65</sup>。このため、法人業務の執行については、理事長以外の業務執行理事の位置付けと理事会における選定の手続を定めるとともに、理事長・業務執行理事に理事会への一定期間ごとの報告義務を課していくべきである<sup>66</sup>。また、理事会の議事録の作成を義務化し、その内容を評議員会に開示していくべきである<sup>67</sup>。
- 理事・監事には、それぞれその選任の際に現に当該学校法人の役職員でない者が含まれるようにすることとされているが<sup>68</sup>、理事会のモニタリング機能の強化に伴っては、そうした外部理事・外部監事が理事会で果たす役割の重要性も増していくことが考えられる。このため、その外部性・独立性の在り方については、見直し後の公益法人制度や人材確保の実態等も踏まえ、強化する方向で検討していくべきである<sup>69</sup>。

<sup>63</sup> 会社における後継者計画の策定の方向性については、「コーポレートガバナンス・コード」【補充原則4-1③及び4-3②】を参照。また、「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」では、後継者計画の策定・運用に取り組む際の7つの基本ステップとして、①後継者計画のロードマップの立案、②「あるべき社長・CEO像」と評価基準の策定、③後継者候補の選出、④育成計画の策定・実施、⑤後継者候補の評価、絞込み・入替え、⑥最終候補者に対する評価と後継者の指名、⑦指名後のサポート、が示されている。

<sup>64</sup> 会社における取締役会の実効性評価の方向性については、「コーポレートガバナンス・コード」【補充原則4-11③】を参照。

<sup>65</sup> 会社の取締役会の役割・責務の方向性については、「コーポレートガバナンス・コード」【基本原則4】を参照。指名委員会等設置会社や監査等委員会設置会社の制度化はもとより、従来の監査役会設置会社も含め、いずれの機関設計を採用する場合にも、取締役会における取締役に対する監督機能の強化が目指されている。

<sup>66</sup> 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条で準用する第91条、社会福祉法人については社会福祉法第45条の16第2項及び第3項を参照。

<sup>67</sup> 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条で準用する第95条第3項、社会福祉法人については社会福祉法第45条の14第6項を参照。

<sup>68</sup> 私立学校法第38条第5項。

<sup>69</sup> 公益財団法人においては、「業務執行への牽制・監督・監査の機能を担う理事、監事及び評議員のうち、それぞれ、少なくとも一人については、法人外部の人材から選任することが有効であり、法制上の措置としては、この点を公益認定基準の一つに追加することも一案と考えられる。…いかなる人材

## ②監事の独立性の強化

- 監事は学校法人における内部統制の番人であり、理事会のモニタリング機能や評議員会のチェック・監督機能の起点となることが期待され、監査される側の意向に影響されたり、そうした疑念を持たれたりすることなく責務を果たすことができるよう、監事の独立性を一層高めるべきである。この点、評議員会の同意を得て理事長が監事を選任することとされている現在の仕組み<sup>70</sup>は、ガバナンスの在り方としては適切さを欠いており、監事を選任・解任については、評議員会が行うこととしていくべきである<sup>71</sup>。
- 各理事の親族・特殊関係者については、監事への就任を禁止することとしていくべきである<sup>72</sup>。学校法人に対する社会の理解を保つため、理事に対する監査の第三者性・実効性を担保し、監査をする者と監査を受ける者が同一となる自己監査の回避を一層徹底するよう、公益的な法人として最高水準の措置を講じることが求められる。
- 監事の任期については、理事の任期と同等以上の期間を確保する観点から定めるとともに<sup>73</sup>、監事を選任・解任の議案については、辞任した監事・解任された監事を含め、監事の意見を確認する手続を求めることとしていくべきである<sup>74</sup>。監事の職務に対して監査される側の意向が影響する事態を排するため、監事の身分を安定的なものとするとともに、何らかの影響力を行使され辞任・解任に至ったと監事が考えるような場合に、意見を述べる機会を保障することが必要である。
- また、学校法人の業務・財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べるという監事の職務<sup>75</sup>を確実に遂行することができるよう、

---

であれば『法人外部の人材』と言えるかについては、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）の理事又は監事に係る規定（第 38 条第 5 項）や会社法の社外取締役の定義（第 2 条第 15 号）、株式会社東京証券取引所の『有価証券上場規程』（平成 19 年 11 月 1 日）やスポーツ庁の『スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉』（令和元年 6 月 10 日）も参考に検討するべきである。」との方向性が示されている（「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」12～13 頁）。

<sup>70</sup> 私立学校法第 38 条第 4 項。

<sup>71</sup> 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 177 条で準用する第 63 条第 1 項、社会福祉法人については社会福祉法第 43 条第 1 項を参照。なお、後述のとおり、監事を選任議案を理事が評議員会に提案するには、監事の同意を得なければならないとされている。

<sup>72</sup> 公益財団法人については公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 10 号及び第 11 号、社会福祉法人については社会福祉法第 44 条第 7 項を参照。

<sup>73</sup> 公益財団法人の理事・監事の任期の関係については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 177 条で準用する第 66 条及び第 67 条第 1 項を参照。なお、「第 2 回学校法人寄附行為の調査研究報告書」によると、大学を設置する学校法人において、監事の任期が理事の任期よりも短い期間となっている法人が 388 法人中 13 法人、約 3.4%ある。同調査においては、理事の任期が 4 年以上である法人が 192 法人、約 49.5%あり、教育研究の特性を反映して長い期間となっている実態もあるところ、できる限りそれよりも長い期間を確保していくことが望まれる。

<sup>74</sup> 監事を選任等に対する意見確認等の手続については、公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 177 条で準用する第 72 条及び第 74 条、社会福祉法第 43 条第 3 項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 72 条及び第 74 条を参照。

<sup>75</sup> 私立学校法第 37 条第 3 項第 7 号。



理事会の招集通知の対象に監事を加えるとともに、理事会の議事録については監事も確認することとしていくべきである<sup>76</sup>。

### (3) 監査・内部統制の体制整備

- 会計に関する職業的専門家として会計に関する専門的能力と独立性を備えた会計監査人による会計監査については、法人への負担等も考慮しつつ、法人の規模等に応じて義務付ける方向で検討していくべきである<sup>77</sup>。公認会計士又は監査法人による貸借対照表等に係る監査が私立学校振興助成法に基づき行われているが<sup>78</sup>、会計監査人による会計監査を監事による監査に連携させることにより、監事による監査について、会計監査の専門性と財産目録等の財務情報の信頼性を向上させるとともに、業務監査・教学監査に監事が一層注力しやすくなることが期待される。このほか、監事の常勤化や内部監査組織の整備についても、ガバナンス・コードや各法人の取組を引き続き推進していくべきである<sup>79</sup>。また、こうした監査体制の充実と合わせて、財産目録等の作成期限を1か月延長する方向で検討していくべきである<sup>80</sup>。
- また、法人の業務の適正を確保するためのリスク管理、コンプライアンス確保、監事の補助体制と独立性の確保等の内部統制システムについては、法人に対する役員の善管注意義務・忠実義務を具体化し、理事会のモニタリング機能や監事による監査の実効性を高めるため、法人の規模等に応じて理事会の責任において決定するよう義務付け、理事長・業務執行理事がそれぞれの役割に応じて構築する

<sup>76</sup> 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条で準用する第94条第1項及び第95条第3項、社会福祉法人については社会福祉法第45条の14で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第1項及び社会福祉法第45条の14第6項を参照。

<sup>77</sup> 公益財団法人については、収益1,000億円以上、費用・損失1,000億円以上又は負債50億円以上のいずれかに該当する法人に会計監査人による計算書類の監査が義務付けられている（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第12号、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年政令第276号）第6条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第2項第1号）。社会福祉法人については、収益10億円超又は負債20億円超の法人に会計監査人の設置を義務付けていくことが予定されている（社会福祉法第37条及び第45条の28第2項第1号、平成28年11月11日付け社援発1111第2号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について」第一の一）。

<sup>78</sup> 学校法人の機関としての会計監査人による会計監査ではないが、私学助成を受けた学校法人が貸借対照表等を所轄庁に届け出る場合、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付することとされ、1会計年度に交付される補助金の額が1,000万円に満たない場合で所轄庁の許可を受けたときは、この限りでないとしている（私立学校振興助成法第14条第3項、昭和51年4月8日付け文管振第153号文部事務次官通達「私立学校振興助成法等の施行について」第三の二）。

<sup>79</sup> 平成16年7月23日付け16文科高第305号文部科学事務次官通知「私立学校法の一部を改正する法律等の施行について」第三1（1）②キ。ガバナンス・コードにより取組状況を点検していくことが考えられる事項については、「学校法人制度の改善方策について」2.（4）イ（イ）を参照。

<sup>80</sup> 財産目録等の作成期限は毎会計年度終了後2月以内とされている（私立学校法第47条第1項）。公益財団法人・社会福祉法人の財産目録等の作成期限については、毎事業年度・会計年度経過後3月以内とされている（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項、社会福祉法第45条の34第1項）。

体制の運用を理事会が監督していくべきである<sup>81</sup>。

- 民間事業者における不正・不祥事の発見の経緯は内部通報が端緒となるケースが最も多くなっており<sup>82</sup>、通報者が安心して利用することができる内部通報の仕組みの導入・改善を積極的に進めるため、改正公益通報者保護法<sup>83</sup>の施行動向も踏まえつつ、同法の義務付けの対象範囲にかかわらず、内部通報への誠実な対応、通報者に関する情報の守秘、通報者に対する不利益取扱いの禁止、監事への報告体制の構築等について、ガバナンス・コードに盛り込んでいくべきである<sup>84</sup>。

#### (4) ガバナンスの自律性と透明性の確保

- 学校法人が社会からの信頼を得ていくために適時適切に情報開示を主体的に行うことが重要であり、ステークホルダーの関心・懸念に応える非財務情報のわかりやすい開示を進める観点から、評議員会の構成や理事の選任方針、理事長退任者の経営への関与、内部統制システムの運用、認証評価への対応状況など、法人のガバナンスに関する情報について、事業報告書への記載を通じた開示の仕組みを整備していくべきである<sup>85</sup>。
- 策定・普及の取組が始まっている各大学団体のガバナンス・コードについては、各大学における遵守状況の点検・公表の段階的な推進を強力に支援していくとともに、できる限り早期にコンプライ・オア・エクスプレイン方式<sup>86</sup>への移行を目指す

---

<sup>81</sup> 公益財団法人については、負債 200 億円以上の法人に内部統制システムの決定が義務付けられている。(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 2 条第 3 号、第 197 条で準用する第 90 条第 4 項第 5 号及び第 5 項)。社会福祉法人については、収益 10 億円超又は負債 20 億円超の法人に内部統制システムの決定を義務付けていくことが予定されている(社会福祉法第 45 条の 13 第 4 項第 5 号及び第 5 項、平成 28 年 11 月 11 日付け社援発 1111 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について」第一の一)。

<sup>82</sup> 消費者庁「平成 28 年度民間事業者における内部通報制度の実態調査報告書」によると、内部通報制度を導入している民間事業者のうち、不正・不祥事を把握したきっかけとして内部通報を回答にあげた事業者が 58.8%と最も多く、内部監査(37.6%)の約 1.5 倍、外部監査(7.2%)の約 8 倍であった。

<sup>83</sup> 公益通報者保護法の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 51 号。公布(令和 2 年 6 月 12 日)から 2 年以内に施行予定。)。常時使用する労働者数が 300 人超の事業者に、公益通報の受付、調査、是正措置等に係る従事者の配置を義務付ける等の措置が講じられる。

<sup>84</sup> 会社における内部通報に係る体制整備の方向性については、「コーポレートガバナンス・コード」【原則 2-5. 内部通報】を参照。

<sup>85</sup> 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成 19 年法務省令第 28 号)第 34 条、社会福祉法人については社会福祉法施行規則(昭和 26 年厚生省令第 28 号)第 2 条の 25 を参照。また、上場会社については、各会社による「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の作成・公表、証券取引所による報告書の集約・ホームページ掲載の取組が進められている。

<sup>86</sup> 「コーポレートガバナンス・コード」においては、抽象的で大掴みな原則の趣旨・精神を関係者が互いに共有した上で、自らの活動がその趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断するという「プリンシプルベース・アプローチ」を前提に、コードの実施に当たって「原則を実施するか、…自らの個別事情に照らして実施することが適切でない」と考える原則があれば、それを『実施しない理由』を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことが求められている(金融庁コーポレート

していくべきである<sup>87</sup>。

## (5) その他

### ①組織に関する訴えの整備

- 他の法人類型に定められた組織に関する訴えについては、当該制度がない中でも違法状態の是正を図る訴訟は行われており<sup>88</sup>、ガバナンスの観点から緊急に制度整備を行う必要はないが、早期・画一的な紛争解決による法的安定性の観点からの必要性を見極めながら、出訴期間、当事者適格等を整備する方向で検討していくべきである<sup>89</sup>。

### ②罰則規定の整備

- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得については、他の公益法人制度と同様の罰則を導入していくべきである<sup>90</sup>。

### ③用語の在り方

- 「理事長」の用語については、一般的に用いられているものであることから、変更の必要はない。「寄附行為」の用語については、財産の出捐行為と組織の運営規則の両義を示す意義があり、医療財団法人制度でも用いられているほか、両義性を有する用語として「信託行為」の類例もあるが、より一般的に理解しやすい用語とする観点から、改めてその見直しについて検討することが望まれる。

---

ガバナンス・コードの策定に関する有識者会議「コーポレートガバナンス・コード原案」序文9. ～12.)。

<sup>87</sup> 前掲「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」については、ガバナンスに関する基本的な考え方、経営管理組織その他のガバナンス体制の状況、内部統制システムに関する事項等のガバナンスに関する情報を比較可能な形で開示していくことが目指され（東京証券取引所「コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領」）、「コーポレートガバナンス・コード」の原則を実施しない場合にはその理由を「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において説明することとされている（東京証券取引所「有価証券上場規程」第436条の3）。

<sup>88</sup> 宗教法人の理事者の地位確認請求を認容する確定判決は、団体組織の性質上、対世的効力を有するとした裁判例（最一小判昭和44年7月10日民集23巻8号1423頁）、学校法人の理事会・評議員会の決議の無効確認請求の訴えは、実体法の明文規定がなくとも、現に存する法律上の紛争の解決のため適切かつ必要と認められる場合に許容されるとした裁判例（最一小判昭和47年11月9日民集26巻9号1513頁）が確立しているものと考えられる。

<sup>89</sup> 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第264条以下、社会福祉法人については社会福祉法第35条第2項、第45条の4第3項、第45条の12及び第55条で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第264条等を参照。

<sup>90</sup> 公益財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第334条、第335条及び第337条、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第62条及び第64条、社会福祉法人については社会福祉法第130条の2及び第130条の3を参照。

#### ④解散への所轄庁の関与の在り方

- 解散の際の残余財産の額や帰属先に対する所轄庁の関与については、見直し後の公益法人制度も踏まえ、必要な仕組みの整備を検討していくことが考えられる<sup>91</sup>。

---

<sup>91</sup> 公益財団法人については、「公益認定の取消し等や解散の際の残余の財産の額や帰属先については、現行の届出のままで良いか、新たな措置が必要か、検討が必要である。検討に当たっては、上記の移行法人に係る残余の財産のように行政庁が確認するとともに、透明性の向上を図るなど、不適切な処理を防ぐために行政庁が法律上関与する仕組みの導入も考えられる。」との方向性が示されている（「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」26～27頁）。

## 会議の検討経過

### 令和2年

- |             |   |
|-------------|---|
| 第1回（1月17日）  | 意見交換  |
| 第2回（2月28日）  | 個別事案の検討   |
| 第3回（5月20日）  | 個別事案の検討<br>大阪府ヒアリング<br>両角委員発表                           |
| 第4回（7月17日）  | 主な意見の確認<br>意見交換   |
| 第5回（8月24日）  | 認証評価・個別事案の検討<br>意見交換                                    |
| 第6回（10月5日）  | 内閣府ヒアリング<br>意見交換  |
| 第7回（10月28日） | 意見交換  |
| 第8回（11月19日） | 大学団体ヒアリング<br>日本私立大学連盟<br>日本私立大学協会<br>日本私立短期大学協会<br>意見交換 |
| 懇談会（12月10日） | 海外事情<br>金子元久筑波大学特命教授ヒアリング                               |

### 令和3年

- |             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| 第9回（1月21日）  | 大学団体意見書<br>日本私立大学教職員組合連合<br>骨子案審議 |
| 第10回（2月24日） | 取りまとめ案審議                          |
| 第11回（3月2日）  | 取りまとめ案審議                          |

## 「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」の開催について

令和元年12月20日  
高等教育局私学部長決定  
令和2年12月11日一部改正

### 1. 趣旨

公益法人としての学校法人制度について、令和元年の私立学校法改正や社会福祉法人制度改革、公益社団・財団法人制度の改革を踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改革のための検討を行うため、「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」を開催する。

### 2. 実施方法

- (1) 別紙に掲げる者の参加を得て検討を行うものとする。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

### 3. 実施期間

令和元年12月20日から令和3年3月31日までとする。

### 4. その他

この有識者会議に関する庶務は、関係課の協力を得て、高等教育局私学部私学行政課において行う。

(別紙)

学校法人のガバナンスに関する有識者会議 委員名簿

(※ ◎印は座長)

井原 徹	学校法人白梅学園理事長
岡田 譲治	日本監査役協会前会長・最高顧問
梶川 融	太陽有限責任監査法人代表社員会長
北城 恪太郎	学校法人国際基督教大学前理事長、 日本 IBM 元会長
酒井 邦彦	TMI 法律総合事務所弁護士、 元広島高等検察庁検事長
◎ 能見 善久	東京大学名誉教授
野村 修也	中央大学法科大学院教授
長谷山 彰	慶應義塾長
八田 進二	青山学院大学名誉教授、大原大学院大学教授
両角 亜希子	東京大学大学院教育学研究科准教授

(五十音順、敬称略)

(職名は令和3年3月2日現在)